

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と認識し、企業統治と企業リスク管理が有効に機能するように、経営の透明性と公正性の一層の向上を目指しております。

また、「永続的に有益な価値を提供し、地球環境や社会の進歩に貢献します。」を経営理念に掲げ、環境活動や法令および企業倫理の遵守にも積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定、公表】

経営理念につきましては、当社ホームページ(<http://www.toyokohan.co.jp/ja/profile/greet.html>)に掲載しております「経営理念」をご参照ください。経営戦略につきましては、当社ホームページ(<http://www.toyokohan.co.jp/ja/ir/data2.html>)に掲載しております「有価証券報告書」をご参照ください。経営計画につきましては、平成30年6月29日付「東洋製罐グループホールディングス株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うこと」の決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせにてお知らせいたしましたこととあり、当社の普通株式は同年7月30日をもって上場廃止となる予定であることから、現時点においては開示しておりません。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の適切な割合の設定】

当社は、取締役の報酬等のうち賞与については業績と連動した報酬としておりますが、中長期的な業績等を反映させるような報酬体系についても引き続き検討してまいります。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の客観的な立場に基づく情報交換・認識共有】

【補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣との連絡・調整、監査役または監査役会との連携に係る体制整備】

上記に記載のとおり、当社の普通株式は平成30年7月30日をもって上場廃止となる予定であります。このような状況を勘案いたしまして、当社は独立社外取締役を選任しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、取締役会の決議に基づき、「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「当社基本方針」)を定め、当社ホームページ(<http://www.toyokohan.co.jp/ja/ir/data6.html>)に掲載しております。

【原則1-4 政策保有株式】

株式の政策保有に関する方針および政策保有株式の議決権行使に関する基準につきましては、当社基本方針第19条(政策保有株式に関する方針)に規定しておりますのでご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引の手続きの枠組みにつきましては、当社基本方針第8条(関連当事者間取引)に規定しておりますのでご参照ください。

【原則3-1 情報開示の充実】

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、当社基本方針をご参照ください。コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、当社基本方針第1条(基本的な考え方)に規定しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きにつきましては、当社基本方針第14条(取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続き)に規定しておりますのでご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きにつきましては、当社基本方針第5条(経営陣幹部および取締役の指名方針と手続き)および第11条(監査役候補の指名方針と手続き)に規定しておりますのでご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の指名についての説明

取締役・監査役候補の指名についての説明につきましては、当社ホームページ(<http://www.toyokohan.co.jp/ja/ir/data4.html>)に掲載しております「株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」をご参照ください。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲】

取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲につきましては、当社基本方針第3条(取締役会の役割)に規定しておりますのでご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、当社ホームページ (<http://www.toyokohan.co.jp/ja/ir/data6.html>) に掲載しております「社外役員の独立性判断基準」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性および規模】

取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方につきましては、当社基本方針第4条(取締役会の構成)に規定しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の兼任状況】

取締役・監査役の上場会社の兼任状況につきましては、当社ホームページ (<http://www.toyokohan.co.jp/ja/ir/data4.html>) に掲載しております「株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」および「事業報告」をご参照ください。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価につきましては、当社ホームページ (<http://www.toyokohan.co.jp/ja/ir/data6.html>) に掲載しております「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」をご参照ください。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、当社基本方針第15条(取締役等の研鑽および研修)に規定しておりますのでご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する方針につきましては、当社ホームページ (<http://www.toyokohan.co.jp/ja/ir/data6.html>) に掲載しております「IR基本方針」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東洋製罐グループホールディングス株式会社	47,885,756	47.53
株式会社三井住友銀行	2,980,000	2.96
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,854,030	2.83
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	2,443,100	2.43
公益財団法人東洋食品研究所	2,055,250	2.04
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,008,900	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,453,400	1.44
株式会社淀川製鋼所	1,429,000	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,380,800	1.37
株式会社山口銀行	1,316,800	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

東洋製罐グループホールディングス株式会社(上場:東京)(コード)5901

補足説明 更新

東洋製罐グループホールディングス株式会社は、平成30年5月11日から当社の普通株式に対する公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である平成30年6月28日をもって、当社株式95,713,137株(当社の総株主の議決権に対する東洋製罐グループホールディングス株式会社の議決権所有割合:95.00%(小数点以下第三位を四捨五入))を所有するに至っております。

なお、議決権所有割合の計算においては、平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数(100,800,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(54,032株)を控除した株式数(100,745,968株)に係る議決権の数(1,007,459個)を分母として計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、法令その他の社会規範に照らし適正に決定しております。

親会社グループとの関係については、事業運営および取引面において独自性をもって運営し、製品販売は市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、当社との関係を有しない他の取引先と同様の条件として決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、親会社である東洋製罐グループホールディングス株式会社(以下「東洋製罐グループホールディングス」といいます。)の企業グループの中で、鋼板関連事業および機能材料関連事業に携わっております。また、東洋製罐グループホールディングスの取締役副社長1名、監査役1名が当社の取締役、監査役として就任しており、大株主という立場から業務執行等につき適切な助言と監視がなされております。

また、東洋製罐グループホールディングスは、上記2.「資本構成」の補足説明に記載のとおり、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全て(東洋製罐グループホールディングスが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社を東洋製罐グループホールディングスの完全子会社とすることを目的とした取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(東洋製罐グループホールディングス及び当社を除きます。)に対し、その有する当社株式の全部を東洋製罐グループホールディングスに売り渡す旨の請求(以下「本売渡請求」といいます。)を行うことを平成30年6月29日に決定したとのことです。

当社は、同日付で東洋製罐グループホールディングスより本売渡請求に係る通知を受領し、当社取締役会は、同日、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に該当することになり、同日から平成30年7月29日まで整理銘柄に指定された後、同年7月30日をもって上場廃止となる予定です。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査室から内部監査の結果等について適宜報告を受け、また、会計監査人とは監査の実施状況などについて適宜確認しております。このほか、監査役は、社長、監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査業務の充実を図っております。監査室、監査役及び会計監査人は、内部監査、監査役監査及び会計監査をとおして内部統制部門から適宜情報の提供を受けることなどにより連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
冲中 一郎	他の会社の出身者													
生田 章一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
冲中 一郎		冲中 一郎氏は、当社において鋼材の主要な取引先である新日本製鐵株式会社(現:新日鐵住金株式会社)の業務執行者を過去に務めておりました。	他の事業会社における経営者としての豊富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけるとともに、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく高い独立性を有していると判断したためです。
生田 章一			省庁および民間企業等において要職を歴任され、その豊富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけるとともに、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく高い独立性を有していると判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブの有無に関わらず、取締役は当社の企業価値の向上に努める義務があると考えためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、取締役と監査役に分けてそれぞれ総額で開示しております。また、社外役員の報酬についても別途開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の報酬等につきましては、平成18年6月28日開催の第109期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針につきましては、当社基本方針第14条(取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続き)に規定しておりますのでご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役に対し、取締役会等の会議資料の事前配布を行うとともに、会社の経営状況および取締役会等における重要な議題の内容について、担当役員から事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要につきましては、当社基本方針第2条(当社のコーポレートガバナンス体制)をご参照ください。

当社は、社外監査役沖中一郎および生田章一の両氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任の限度額を10百万円または法令が定める額のいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。

取締役会による的確な意思決定を行うことができると同時に、監査役の監視機能が働く監査役設置会社が最適であると判断しており、現状のガバナンス体制を選択しております。なお、当社は、本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおり、社外取締役は選任しておりませんが、社外監査役は、各々の専門性、知見および経験等に基づき、経営を監査する機能を果たしております。

加えて、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。また、取締役および執行役員等で構成される運営会議において、取締役会における決定事項のほか、当社および当社子会社の経営方針および経営戦略に係る重要事項を協議しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社HP上に公開しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP上に公開しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料および任意開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者(担当役員)および担当部署(総務部)が対応しております。	
その他	アナリスト等からの取材に可能な限り応じております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営の基本として社会のルールに則った正しい行動とリスクへの適正かつ迅速な対応を実践しており、特に環境保全に関しては、法規制に適合しない物質を排出しないよう法令等より厳しい基準での管理やISO(環境、品質)の取得、コンプライアンス教育を実施しております。また、当社の行動指針でも「全てのステークホルダーに対してコミュニケーションを実践し、社会との共生を図ります。」と定めており、常にステークホルダーの視点に立った活動が出来るよう日々取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算情報を含む適時開示資料、任意開示資料、個人情報保護方針およびCSR関連情報等を当社HP上に公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 当社および当社子会社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 「グループ企業行動憲章」および「グループ企業行動規準」の遵守

当社は、当社および当社子会社の取締役、執行役員および従業員等（以下、「役員・従業員等」という。）が、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たすために、東洋製罐グループにおいて定める「グループ企業行動憲章」および「グループ企業行動規準」を指針とする。

(2) コンプライアンス委員会の活動

当社は、コンプライアンスの統括と推進を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス意識を高めるための教育、啓発活動の立案、情報の収集、発信等を行う。また、当社子会社におけるコンプライアンスの推進を図るため、当社子会社が行うコンプライアンス意識を高めるための教育、啓発活動の立案、情報の収集、発信等を支援する。

(3) コンプライアンス相談窓口の設置、運営

当社は、社内コンプライアンス相談窓口を設置、運営するとともに、社外に当社および当社子会社の役員・従業員等が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置、運営し、公益通報者保護法および当社「内部通報等取扱規程」に基づき、問題の早期発見、適切な解決を図る。また、当社子会社の社内コンプライアンス相談窓口の設置、運営に関して、当社における体制と同様の体制構築の支援を行う。

(4) 専門部署の設置

当社は、コンプライアンスに関する事項の担当部署を明確にし、上記に関する事項を統括する。また、内部監査部門は当社「業務内部監査規程」に基づき内部監査計画を立案し、当社および当社子会社の活動状況につき法令および定款への適合に関する内部監査を実施する。

(5) 反社会的勢力による被害の防止

当社および当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および当社「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を保存期間中適切かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、管理等を行う。

3. 当社および当社子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社および当社子会社の業務執行に係る重要なリスクについて次のとおり認識し、対応する。社長は、全社のリスクに関する統括責任者として執行役員を任命するとともに、リスク管理委員会を設置し、認識しているリスクその他预见されるリスクの識別、分析、評価を実施する。

(1) コンプライアンス上のリスク

「グループ企業行動憲章」および「グループ企業行動規準」に基づきコンプライアンスの徹底を図る。また、コンプライアンス委員会により全社的な諸活動を推進し、当社子会社に対しては各社経営陣と協議のうえ必要な支援を実施する。

(2) 生産・設備・品質上のリスク

生産活動において、生産、設備、品質の面からそれぞれのリスクについて、生産リスク管理委員会、設備リスク管理委員会、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムおよび品質管理委員会により管理、統括し、安定した生産活動を行う。

(3) 販売上のリスク

販売活動におけるリスクについて、販売リスク管理委員会において、管理、統括し、安定した営業活動を行う。

(4) 安全・衛生・防災上のリスク

安全・衛生・防災のリスクについて、全社安全防災委員会のもと、労働安全衛生マネジメントシステムによる管理により、リスクの低減を図る。また、当社は生産拠点が1箇所であるため、その特有のリスクについては重点的に管理を行う。

(5) 環境上のリスク

当社および当社子会社から成る企業集団において認証取得したISO14001に基づく環境マネジメントシステムによる管理および環境委員会により、環境リスクへの対応を図る。

(6) 情報管理上のリスク

当社「情報管理規程」等に基づき、情報漏洩、情報損失等のリスクについて情報管理委員会により管理、統括し、適正な情報資産の管理を図る。

なお、リスク管理委員会は上記のほか当社および当社子会社のリスクを体系的に把握し、ガイドラインを作成する。内部監査部門は当社および当社子会社のリスク管理状況を監査する。

4. 当社および当社子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制度の採用

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入している。業務執行機能を執行役員に委譲することで、経営環境の変化に対して迅速な対応を行う。

(2) 取締役会

当社は、取締役会において、法令、定款に定める事項のほか経営全般に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

(3) 運営会議

当社は、取締役および執行役員等で構成される運営会議において、取締役会における決定事項のほか、当社および当社子会社の経営方針および経営戦略に係る重要事項を協議する。

(4) 事業部長、部門長

当社は、各事業と各部門の執行責任を明確にするため、事業部長、部門長を置く。各事業、各部門においては、当社「職制規程」等に従い業務執行にあたる。

5. その他当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 親会社との連携

当社は、コンプライアンス、リスク管理に関する事項等について、親会社と情報を共有し、連携して業務の適正を確保するための活動を行っている。

親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、法令その他の社会規範に照らし適正に決定する。

また、親会社の内部監査部門による内部監査を受け入れ、その報告を受ける。

(2) 子会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 事業運営に関する事項

当社「東洋鋼鋸グループ会社経営管理規程」に基づき、当社子会社の経営管理および経営支援を行い、同規程に基づき当社子会社から定期的に業績の状況その他の経営情報等の報告を受ける。また、重要な案件については、当該案件の当社担当部署と各子会社が事前に協議を行い、所定の手続きを経て決定する。

(2) 内部監査の実施

当社内部監査部門は、各子会社における業務の適正を確保するための体制に関する内部監査を実施し、その結果を取締役会にて報告する。

(3) 財務報告に係る内部統制

当社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、当社および当社子会社における財務報告の適正性を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき従業員を置き、必要な員数は監査役との協議により決定する。当該従業員の人事異動、懲戒処分は監査役会の同意を得て実施し、監査業務に必要な職務についての当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

7. 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および当社子会社の役員・従業員等は、法令に定める事項のほか、次の事項につき当社の監査役に報告する。

(1) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(2) 経営、事業の遂行、財務の状況として重要な事項

(3) 内部統制システムの構築および運用状況

(4) コンプライアンス上の問題に関する事項

当社は、監査役へ報告を行った当社および当社子会社の役員・従業員等が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社長、内部監査部門および会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査業務の充実を図る。また、監査役は当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

当社は、監査役職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役職務執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社および当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める旨を、内部統制システムの構築に関する基本方針に定めております。

2. 整備状況

役員および従業員その他会社関係者に対し、東洋製罐グループにおいて定める「グループ企業行動憲章」および「グループ企業行動規準」に示された反社会的勢力に対する行動指針の周知徹底を図っております。

また、当社は、総務部門を対応統括部門とし、平素から警察当局や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、事案に応じて関係部門と協議し速やかに対応する体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は以下のフローのとおりであり、会社情報の適時開示については、情報取扱責任者の指揮のもと総務部が担当しております。

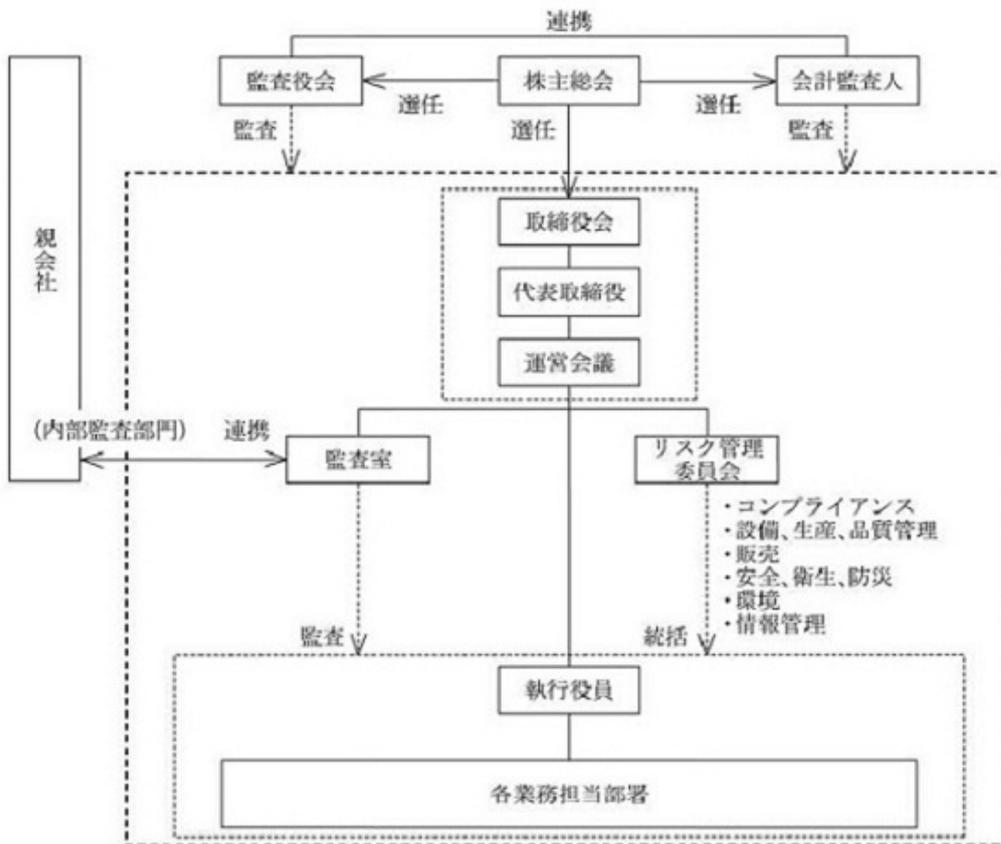
1. 決定事実、決算情報

情報の開示については、発表すべき事項について総務部が関係部門等と協議、検討し、代表取締役を通して運営会議で審議を行っております。さらに、取締役会の決議、承認を受けた後、情報取扱責任者の指揮のもと速やかに開示しております。

2. 発生事実

情報取扱責任者の指揮のもと、当該事実について総務部が関係部門等と協議、検討し、代表取締役に報告するとともに速やかに開示しております。

(内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制)



(適時開示体制の概要)

